

三条市合併処理浄化槽設置補助金申請のご案内

自己の居住用家屋において、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から10人槽以下の環境配慮型合併処理浄化槽に転換設置される方に、設置費用の一部及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費用(上限額あり)を予算の範囲内で交付します。

詳しくは、環境課環境衛生係(電話 0256-34-5558)にお問い合わせください。

1 補助対象区域

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く本市全域

2 建物の要件

主として申請者が居住の用に供する一戸建ての建物(延床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む)

3 補助対象外

- (1) 住宅の新築、移転又は増改築の工事に伴い設置が義務付けられる場合
- (2) 専用住宅以外の用途に転換設置する場合(事業所、集会所等)
- (3) 通年居住しない住宅に転換設置する場合(別宅等)
- (4) 転売等を目的とした住宅に転換設置する場合
- (5) 年度内に転換設置工事を完了することができない場合
- (6) 補助金の交付決定前に補助事業に係る工事を着工した場合(既存便槽の撤去を含む)
- (7) 市税等の滞納がある場合
- (8) 転換設置に対し、他の補助金の交付を受ける、又は受ける見込みのある者

4 浄化槽の要件

環境省が定める環境配慮型浄化槽の要件に該当するもので、かつ10人槽以下のものです。

適合機種は、一般社団法人浄化槽システム協会のホームページから御確認ください。

URL <http://www.jsa02.or.jp/index.html>

●環境配慮型浄化槽とは

浄化槽の消費電力が表1の消費電力基準以下の浄化槽です。

表1 消費電力基準(通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型)

	通常型	BOD10 mg/L 以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

5 補助金額

人槽区分	設置費補助 上限額(円)	宅内配管工事費 上限額(円)	単独浄化槽 処分費上限額(円)	くみ取り便槽 処分費上限額(円)
5人槽	414,000	330,000	150,000	120,000
7人槽	474,000	これに満たない場合は、1,000円未満の端数を切捨てた額	これに満たない場合は、1,000円未満の端数を切捨てた額	これに満たない場合は、1,000円未満の端数を切捨てた額
10人槽	660,000			

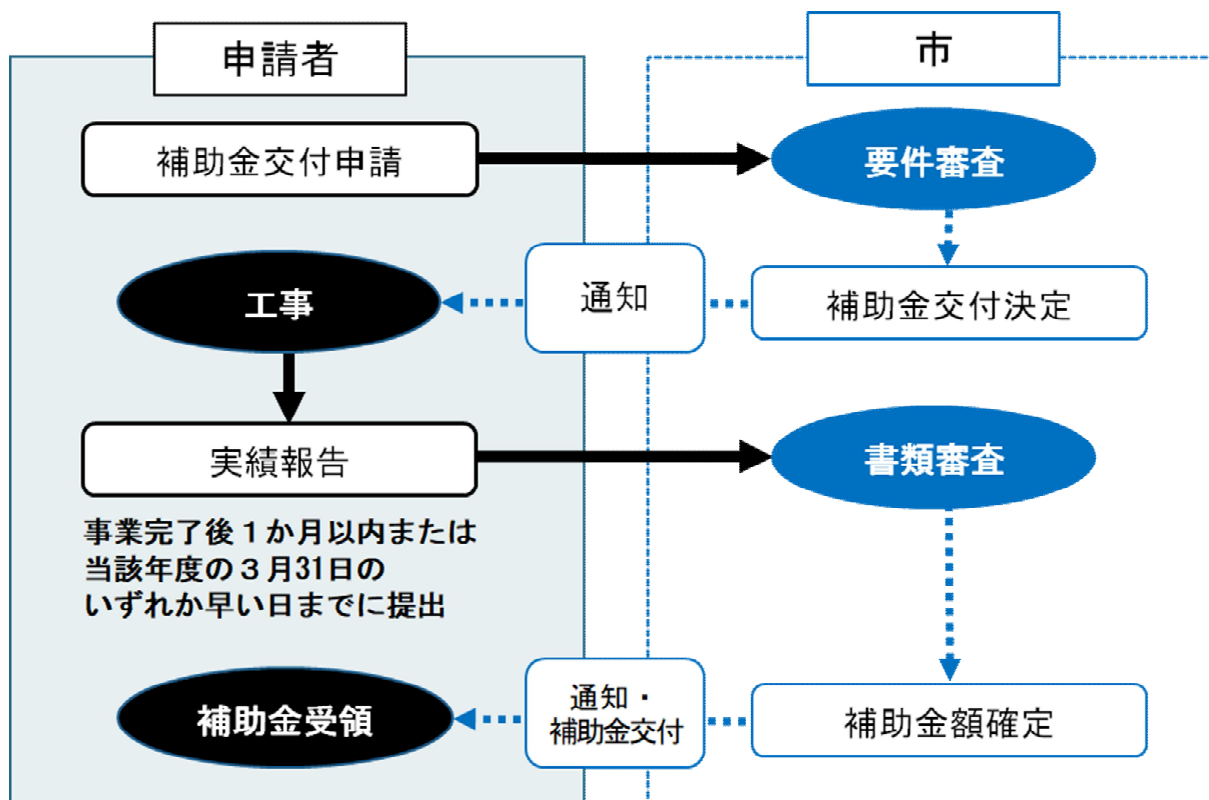
- ・転換設置に係る宅内配管工事が対象となりますので、事前にご相談ください。
- ・既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合は、それぞれ処分費を加算します。
- ・令和8年4月1日から補助額を引き上げました(太字部分)。

6 手続きの流れ

申請手続きは期間に余裕を持って行ってください。また、工事は補助金交付決定通知受領後、行ってください。

※ 交付決定前に工事を行った場合(既存便槽の撤去含む)は補助金の対象になりません。

●申請手続きの流れ(フロー図)



7 添付書類について

(1) 申請されるとき

書類名	備考	欄
三条市合併処理浄化槽補助金交付申請書（様式第1号）		
登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し		
小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)	(一社)新潟県浄化槽整備協会 〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町 15-2 新潟県公社総合ビル 4F 025-283-2048	
浄化槽設置届出書の写し	提出日から10日経過したもの	
浄化槽等の工事請負契約書の写し		
工事施工監督する者の資格を証明する書類の写し	浄化槽設備士免状の写し又は 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写し	
浄化槽設置工事費の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
宅内配管工事費の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
単独処理浄化槽の撤去に要する費用の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
住宅の平面図、浄化槽の設置位置を示す図面及び配管系統図		
単独処理浄化槽又はくみ取便槽の設置位置を示す図面及び設置状況を示す写真	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が撤去できない場合は、建物からの距離がわかるもの	
浄化槽の維持管理等に関する誓約書（様式第1号の2）		
承諾書	土地・家屋を借りている場合	

～代理受領制度を利用する場合～

書類名	備考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金代理受領届出書（様式第5号）	後日の提出も可	

(2) 実績報告されるとき

書類名	備考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金実績報告書（様式第3号）		
浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し		
転換設置に要した費用の請求書及び領収書の写し	請求書は費用の内訳が分かるもの	
浄化槽法第7条検査及び第11条検査の依頼を同法第57条に基づく指定検査機関が受諾したことを証する書類の写し	指定検査機関： (一財)新潟県環境衛生研究所 〒959-0291 燕市吉田東栄町 8-13 0256-93-4509(代)	
工事写真チェックリスト	浄化槽工事業者は、工事前にチェックリストを確認し、確実に写真を撮るようになさってください。	
浄化槽設置工事チェックリスト	浄化槽工事業者は、「確認の方法及び内容」を参照のうえ確実に工事を行い、チェックを入れて提出ください。	
口座振替申込書	補助金申請者の口座を記載してください。 ※ 代理受領制度を利用する場合は不要	
単独処理浄化槽の使用廃止届出書の写し	単独処理浄化槽から転換する方のみ提出してください。	
産業廃棄物管理票(E票)の写し 又は、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨の通知の内容を出力した書面	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する方のみ提出してください。	
浄化槽使用開始報告書		

～代理受領制度を利用する場合～

書類名	備考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金代理受領請求書（様式第6号）	口座振替申込書は不要	